

2 三重県地域防災計画の見直しについて

1 地域防災計画の見直し作業の状況

「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」については、現在、平成26年3月の公表に向けた策定作業を進めています。

今回の計画では、東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓をもとに体制を見直した、県災害対策本部における災害統括部隊活動を前提とした内容へと改めるとともに、県民や地域の担うべき責務や協力を求める事項を、自助・共助の取組として盛り込んでいく方針です。

これまで、関係部局、ライフライン企業等を始めとする防災関係機関との協議や、各市町との意見交換等を実施してきており、これらを踏まえた修正を進めてきました。

また、平成25年6月21日に「災害対策基本法」が改正され、これに伴い、平成26年1月17日に開催された国の中防災会議において、防災基本計画が見直されたことから、これらについて、内容を精査し、地域防災計画に適切に反映させる作業を進めています。

2 地域防災計画の見直し概要

地域防災計画の見直しの概要は別紙5及び別紙6のとおりです。

別紙5は、従来の三重県地域防災計画（震災対策編）と三重県地域防災計画（地震・津波対策編）の構成を比較したものです。

○震災対策編では「章」、「節」という構成であったものを、地震津波対策編では「部」、「章」、「節」の構成とし、従来では羅列されていた節の並びをカテゴリーごとの章でまとめるとともに、各節の内容を精査し、どの対策がどこに記載されているかがわかりやすいように割り振りを見直し、節を再構築しました。

別紙6は、三重県地域防災計画（地震・津波対策編）の内容を、各部、章ごとに概要としてまとめたものです。

○「第1部 総則」では、地震防災・減災対策の前提となる計画の目的・方針や関係者の責務、三重県の地形的・社会的特質、過去に三重県を襲った

地震・津波災害の様相、被害想定等について、現在の三重県が置かれている状況を反映して修正しました。

- 「第2部 災害予防・減災対策」では、特に自助・共助による対策の強化や防災体制の整備に力点を置いて構成を見直し、新たな節を創設するとともに「新地震・津波対策行動計画」に掲げる行動項目との整合を図りながら、内容を見直しました。
- 「第3部 発災後対策」では、東日本大震災で得た教訓や知見をもとに、新たな対策項目を数多く盛り込むとともに、広域受援・応援態勢の整備や災害時要援護者対策など、新たな視点から節を創設しつつ、発災後から復旧までの時系列を想定した章・節構成に改めました。また、新たな県の災害対策体制となる「部隊活動」に基づく計画へと改めました。
- 「第4部 復旧・復興対策」では、現在の「災害復旧計画」として「復旧」にとどまっている計画から一歩進め、「復旧」から「復興」へと対策をスムースに進めるための方針を計画に加えました。
- 「特別対策」では、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震注意情報が発表された以降にとるべき対策にかかる事項等について、従来の「地震防災応急対策」を「特別対策 東海地震に関する緊急対策」として見直しを図りました。

3 今後の対応

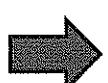
計画の最終案については、3月の常任委員会でお示しするとともに、災害対策基本法第40条の規定により、都道府県地域防災計画は、都道府県防災会議が作成し、必要に応じて修正をするものとされていることから、平成26年3月24日（月）に開催予定の三重県防災会議に本計画の修正案を審議事項として諮り、承認を受けた後、公表を行うこととしています。

地域防災計画見直しにかかる新旧比較

H24 地震対策編

第1章 総則

第1節	計画の方針
第2節	防災関係機関の責務と業務の大綱
第3節	三重県の特質と既往の地震災害
第4節	被害想定等
第5節	震災に関する調査研究の推進



H25 地震・津波対策編

第1部 総則

第1章	計画の目的・方針	第1節	本県の地震・津波対策の考え方
		第2節	計画の位置づけ及び構成
第2章	計画関係者の責務等	第1節	県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割
		第2節	県・市・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3章	三重県の特質及び既往の地震・津波災害	第1節	三重県の特質
		第2節	本県における既往の地震・津波災害
第4章	被害想定等	第1節	プレート境界型地震にかかる被害想定
		第2節	内陸直下型地震にかかる被害想定
		第3節	地震・津波に関する調査研究の推進

H24 震災対策編

第2章 災害予防計画

第1節	防災長期年計画の策定
第2節	防災思想・防災知識の普及計画
第3節	防災訓練実施計画
第4節	自主防災組織の育成・強化計画
第5節	ボランティア活動支援計画
第6節	事業所の防災活動の促進計画
第7節	地域内資源動員計画
第8節	災害対策本部整備計画
第9節	受援体制整備計画
第10節	情報収集・連絡計画
第11節	通信及び放送施設災害予防計画
第12節	津波灾害予防計画
第13節	避難対策計画
第14節	火災予防計画
第15節	医療・救護計画
第16節	緊急輸送計画
第17節	危険物施設等災害予防計画
第18節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画
第19節	建築物等災害予防計画
第20節	地盤灾害防止計画
第21節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
第22節	文教対策計画

H25 地震・津波対策編

第2部 災害予防・減災対策

第1章	自助・共助を育む対策の推進	第1節	県民や地域の防災対策の促進
		第2節	防災人材の育成・活用
		第3節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化
		第4節	ボランティア活動の促進
		第5節	企業・事業所の防災対策の促進
		第6節	児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進
第2章	安全な避難空間の確保	第1節	避難対策等の推進
		第1節	建築物等の防災対策の推進
		第2節	公共施設等の防災対策の推進
		第3節	危険物施設等の防災対策の推進
第3章	地震・津波に強いまちづくりの推進	第4節	地盤災害防止対策の推進
		第1節	輸送体制の整備
		第1節	災害対策機能の整備及び確保
		第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
		第3節	医療・救護体制及び機能の確保
		第4節	受援・応援体制の整備
		第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備
		第6節	ライフラインにかかる防災対策の推進
第4章	緊急輸送の確保	第7節	防災訓練の実施
		第8節	災害廃棄物処理体制の整備
第5章	防災体制の整備・強化	第1節	災害対策機能の整備及び確保
		第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
		第3節	医療・救護体制及び機能の確保
		第4節	受援・応援体制の整備
		第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備
		第6節	ライフラインにかかる防災対策の推進
		第7節	防災訓練の実施
		第8節	災害廃棄物処理体制の整備

※ H24 震災対策編の各節の内容を精査し、どの対策がどこに記載されているかがわかりやすいように、構成や従来の対策の割り振りを一から見直した上で、章・節を再構築した。

H24 震災対策編

第4章 災害応急対策計画

第1節	活動体制
第2節	災害対策要員の確保
第3節	自衛隊災害派遣要請
第4節	ボランティアの受け入れ体制
第5節	地震・津波情報等の伝達活動
第6節	被害情報収集・連絡活動
第7節	通信運用計画
第8節	避難対策活動
第9節	消防救急活動
第10節	救助活動
第11節	医療・救護活動
第12節	水防活動
第13節	災害警備活動
第14節	交通応急対策
第15節	障害物除去活動
第16節	海上災害応急対策
第17節	緊急輸送活動
第18節	県防災ヘリコプター活用計画
第19節	危険物施設等応急対策
第20節	公共施設・ライフライン施設応急対策
第21節	県民への広聴広報活動
第22節	給水活動
第23節	食料供給活動
第24節	生活必需品等供給活動
第25節	防疫・保健衛生活動
第26節	清掃活動
第27節	遺体の搜索・処理・埋火葬
第28節	文教対策
第29節	住宅応急対策
第30節	災害救助法の適用
第31節	災害義援金、義援物資の受入・配分
第32節	農林施設等災害応急対策

H25 地震・津波対策編

第3部 発災後対策

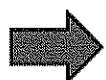
第1章	災害対策本部機能の確保	第1節	活動態勢の整備
		第2節	通信機能の確保
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用
		第5節	広域的な支援・応援体制の整備
		第6節	国への対策要員の災害派遣要請等
		第7節	災害救助法の適用
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保
		第2節	水防活動
		第3節	ライフライン施設の復旧・保全
		第4節	公共施設の復旧・保全
		第5節	ヘリコプターの活用
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	救助・救急及び消防活動
		第2節	医療・救護活動
第4章	避難及び被災者支援等の活動	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営
		第2節	災害時要援護者対策
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保
		第4節	ボランティア活動の支援
		第5節	防疫・保健衛生活動
		第6節	災害警備活動
		第7節	遺体の取り扱い
第5章	救援物資等の供給	第1節	緊急輸送手段の確保
		第2節	食料及び生活必需品等の供給
		第3節	給水活動
第6章	特定災害対策	第1節	海上災害への対策
		第2節	危険物施設等の保全
第7章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動
		第2節	住宅の保全・確保
		第3節	文教等対策
		第4節	災害義援金等の受入・配分

※ H24 震災対策編の各節の内容を精査し、どの対策がどこに記載されているかがわかりやすいように、構成や従来の対策の割り振りを一から見直した上で、章・節を再構築した。
※ また、章・節の順番には、地震発生から講じるべき対策が時系列に沿って並ぶよう配慮した。

H24 地震対策編

第5章 災害復旧計画

第1節	民生安定のための緊急措置
第2節	激甚災害の指定
第3節	被災者生活再建支援制度



H25 地震・津波対策編

第4部 復旧・復興対策

第1章	復旧・復興対策	第1節	激甚災害の指定
		第2節	被災者生活再建支援制度
		第3節	復興体制の構築と復興方針の策定

※ 従来の災害復旧計画を第4部「復旧・復興対策」とし、第3節「復興体制の構築と復興方針の策定」を新設して現在の「復旧」にとどまっている計画を一步進め、復旧から復興へと対策をスムーズに進めるための方針を加えた。

※ また、節の順番には、地震発生から講じるべき対策が時系列に沿って並ぶよう配慮した。

H24 震災対策編

第3章 地震防災応急対策

第1節	総則
第2節	総則
第3節	情報伝達計画
第4節	県民への広報計画
第5節	避難対策計画
第6節	緊急輸送計画
第7節	自衛隊との連携計画
第8節	消防活動に関する計画
第9節	社会秩序維持計画
第10節	ライフライン施設応急対策計画
第11節	交通対策計画
第12節	食料、生活必需品確保計画
第13節	医療・救護計画
第14節	公共施設等対策計画
第15節	県民のとるべき措置

H25 地震・津波対策編

特別対策 東海地震に関する緊急対策

第1章	対策の目的等	第1節	対策の目的及び関係機関の役割
第2章 緊急対策		第1節	地震災害警戒本部の設置等
		第2節	社会の混乱防止のためにとるべき措置
		第3節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保
		第4節	学校・園における児童生徒等の安全確保
		第5節	救急・救助活動及び消防活動
		第6節	医療・救護活動態勢の確保
		第7節	緊急輸送態勢の確保
		第8節	水防活動
		第9節	緊急の交通・輸送機能の確保
		第10節	広域的な受援・応援体制の整備
		第11節	ライフライン施設の安全対策
		第12節	公共施設の安全対策
		第13節	危険物施設等の安全対策
		第14節	食料及び生活必需品等の確保
		第15節	社会秩序の維持

※ 東海地震対策については、特別対策として計画の最後に記載場所を移動するとともに、節の構成を第3部「発災後対策」と整合を図り、既出の対策の記述は省略した。

三重県地域防災計画(地震・津波対策編)の見直しについて

別紙6

第1部 総則

「第1部 総則」では、地震防災・減災対策の前提となる計画の目的・方針や関係者の責務、三重県の地形的・社会的特質、過去に三重県を襲った地震・津波災害の様相、被害想定等について、現在の三重県が置かれている状況を反映して修正を加えた。

第1章 計画の目的・方針

(従来)

次の大地震が発生した時、県内で誰一人として犠牲者を出さない。そのために、防災関係機関、県内企業・団体等や県民一人ひとりの防災力を向上させておく

「自助」「共助」「公助」が一体となった防災対策態勢を構築し、地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける

【新規追加】想定する地震及び対策

南海トラフ地震(過去最大クラス)

揺れと津波に対するハード&ソフト両面からの対策

南海トラフ地震(理論上最大クラス)

「津波から身を守る」ための避難対策モデル

内陸直下型地震

揺れ対策

第2章 計画関係者の責務等

(従来)

県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施責任及び役割

県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割を追加

1 県民

- 県民は、常に地震・災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実施し、防災・減災対策を講じよう努めるものとする。
- 県民は、地域において、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努めるものとする。

2 自主防災組織

- 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めるものとする。
- 自主防災組織は、地域において地域住民等、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

3 事業者

- 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業経営に努めるものとする。
- 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害

(従来)

「三重県の特質」では、「地形」「地質」「地盤」についての詳細の記述、「社会的条件」として「都市化の進展」「工業化の進展」「生活環境の変化」というテーマで記述。

「既往地震と被害」では、「東南海地震」「南海地震」「県中部を震源とする地震」をテーマに記述。

○「地質」「地盤」については資料編へ移行

○社会的条件についてはテーマを「少子高齢化」「人口の偏在化」「グローバル化」「女性や障がい者等多様なニーズへの対応」「情報通信技術の発達」「観光客及び帰宅困難者対策」とし、内容を一新する

○「既往地震と被害」では、年表を用いて従来よりも詳細な記述に改める

第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害

第1節 三重県の特質

三重県は、日本海側に位置する島嶼である。南北に長い海岸線を持ち、日本海側に面する。また、山地と平野の複合地形であり、山岳地帯は伊吹山地、木曽山脈、紀伊山地などがある。一方で、伊勢湾や紀伊水道などの開けた港湾が多い。気候は、温帯季風気候で、夏は熱く冬は寒い。降水量は、山地では多く、平地では少ない。また、海岸部では、砂浜や岩場があり、海水浴や釣りなどの観光資源がある。一方で、内陸部では、農地や林地が多く、農業や伐木などの産業がある。また、河川網が発達しており、水力発電や灌漑用水として利用されている。また、海岸部では、砂浜や岩場があり、海水浴や釣りなどの観光資源がある。一方で、内陸部では、農地や林地が多く、農業や伐木などの産業がある。また、河川網が発達しており、水力発電や灌漑用水として利用されている。

三重県における年表(区分別入力)の登録

年	震度	震源地	震度	震源地
1945	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1946	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1947	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1948	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1949	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1950	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1951	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1952	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1953	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1954	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1955	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1956	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1957	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1958	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1959	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1960	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1961	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1962	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1963	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1964	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1965	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1966	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1967	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1968	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1969	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1970	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1971	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1972	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1973	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1974	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1975	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1976	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1977	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1978	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1979	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1980	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1981	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1982	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1983	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1984	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1985	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1986	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1987	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1988	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1989	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1990	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1991	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1992	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1993	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1994	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1995	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1996	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1997	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1998	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
1999	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2000	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2001	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2002	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2003	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2004	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2005	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2006	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2007	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2008	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2009	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2010	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2011	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2012	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2013	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2014	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2015	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2016	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2017	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2018	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2019	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2020	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2021	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2022	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2023	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2024	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2025	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2026	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2027	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2028	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2029	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2030	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2031	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2032	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2033	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2034	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2035	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2036	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2037	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2038	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2039	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2040	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2041	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2042	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2043	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2044	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2045	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2046	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2047	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2048	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2049	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2050	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2051	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2052	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2053	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2054	6.5	伊勢湾	6.5	伊勢湾
2055	6			

三重県地域防災計画(地震・津波対策編)の見直しについて

第2部 災害予防・減災対策

「第2部 災害予防・減災対策」では、特に自助・共助による対策の強化や防災体制の整備に力点を置いて構成を見直し、新たな節を創設するとともに「新地震・津波対策行動計画」に掲げる行動項目との整合を図りながら、内容を大幅に見直した。また、各節ごとに「防災・減災重点目標」を定めるなど様式を改めた。

見直しの要点

新たに追加した節

【第1章 自助・共助を育む対策の推進】

- 第1節 「県民や地域の防災対策の促進」「自助」「共助」の取り組みの促進)
- 第2節 「防災人材の育成・活用」(地域や企業、女性や若者等を対象とした防災人材の育成・活用)
- 第3節 「自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化」(従来の自主防災組織の活動支援・活性化に消防団の活動支援等を追加)

【第5章 防災体制の整備・強化】

- 第5節 「物資等の備蓄・調達・供給体制の整備」「災害時用物資等備蓄・調達・供給計画」の策定、県庁舎・広域拠点への備蓄推進、物資調達協定締結事業者等との協力関係構築)
- 第8節 「災害廃棄物処理計画の策定」「三重県災害廃棄物処理計画(仮称)」の策定、災害廃棄物処理にかかる広域的な応援体制の整備、「市町災害廃棄物処理計画」の策定支援)

各節の第1項に防災・減災重点目標、第2項に「公助」「共助」「自助」別の対策項目を設置するとともに、津波に特化した対策項目がある場合は、「津波対策について」として特記

第2章 災害予防計画

第1節 防災長期年計画の策定

第1項 津波目標
この計画による実績評定、監査結果を踏まじて、計画的に実施するための改善事項を示す。
(実現度合いをもとに検討するため、年度ごとに、その他の防災実績を踏まじて改善事項を示す。)

第2項 対策

津波が発生する場合

1 基本的考え方
「いつでもどこかで起きていく」といわれている東日本大震災はちと見て、今後何十年の間に起こる可能性のある大震災・高潮に対する、三重県内での大きな被害の発生が想定されている。これらの想定される災害時に對するためには、自然災害までの間に早くから防災対策を講じておきたいと考えている。被災の経験を積む必要がある。一方、既存の防災体制は、必ずしも被災地の状況を考慮する必要がある。だから、地域社会が連携して、被災地の状況を考慮するため、目標となる実現可能な対応と実行計画を定めることとする。

2 地震災害時の対応に関する目標

本計画が策定された後より3ヶ月以内に実現可能なものとして、地震・津波・高潮が同時に発生した場合に設定される人的な対応内容を示す。年度次に実現をすることを目指す「実現目標」を設定していくが、目標を達成するには、市町村が本計画を実現するところとなった段階での対応策、運営、反映していくものとする。

3 地震災害長期年計画との関係

第1章と同様に、被災地の被災状況や被災地の状況を考慮して、年度ごとに、被災地の被災状況を踏まじて、計画的に実施するための改善事項を示す。年度ごとに、被災地の被災状況を踏まじて、計画的に実施するための改善事項を示す。

4 地震災害行動計画の策定(防災対策)

計画が実現する場合、市町村は踏まえた上で該当目標を明示した。市町村が実行計画を策定するとして実現させていくものとする。

5 市町が実施する対策

1 地震対策行動計画の策定
既存の防災計画に、防災対策を踏まえた上に該当目標を明示した。合意的な実施計画の実現をめざすものとする。

2 市町地元防災会議で定める手順

(1) 実現目標
(2) 対策の目標

第1節 県民や地域の防災対策の促進

津波が発生する場合

【この状況】
仮想: 日没以上の台風や低気圧の発生、寒暖の変化や風速の増加、その他の寒暖の変化や風速の増加が、その他の寒暖の変化や風速の増加など、県民が危機感・不安から防災対策を取らなければならない状況が十分でない。

津波が発生する場合

対応主体

対応目標
①津波・高潮に対する情報の提供
②防災知識・防災意識の普及・啓発事業の実施

市町
市町
自治会等連絡会議
市町
市町
①津波・高潮に対する情報の提供
②防災知識の普及・啓発事業の実施

市町
市町
①津波・高潮に対する情報の提供
②防災知識の普及・啓発事業の実施

市町
市町
①津波・高潮に対する情報の提供
②防災知識の普及・啓發事業の実施

主な灾害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策

- 住宅耐震化や家具固定等、県民や地域主体で実施する対策の推進(第1節「県民や地域の防災対策の促進」)
- 地域や企業並びに女性や若者の防災人材育成及び活用(第2節「防災人材の育成・活用」)
- 自主防災組織・消防団活動の活性化(第3節「自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化」)
- 災害時のボランティア受入体制の整備(第4節「ボランティア活動の促進」)
- 学校防災リーダーの養成、防災ノートを活用した防災教育の推進(第6節「児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進」)

第2章 安全な避難空間の確保のための対策

- 津波避難路、避難場所の整備促進(第1節「避難対策等の推進」)
- Myまっぷるを活用した津波避難計画の策定(第1節「避難対策等の推進」)
- 避難所運営マニュアル策定指針の活用(第1節「避難対策等の推進」)
- 市町による指定緊急避難場所及び指定避難所及び福祉避難所の指定促進(第1節「避難対策等の推進」)
- 避難行動要支援者名簿の作成(第1節「避難対策等の推進」)
- 災害時要援護者の避難支援体制整備(第1節「避難対策等の推進」)
- 観光客、帰宅困難者等対策(第1節「避難対策等の推進」)

第3章 地震・津波に強いまちづくりを推進するための対策

- 建築物の耐震化(第1節「建築物等の防災対策の推進」)
- ブロック塀・石垣等の耐震対策(第1節「建築物等の防災対策の推進」)
- 高速道路等のミッシングリンク解消(第2節「公共施設等の防災対策の推進」)
- 緊急輸送道路の整備(第2節「公共施設等の防災対策の推進」)
- 海岸・河川堤防における地震・津波対策の推進(第2節「公共施設等の防災対策の推進」)

第4章 緊急輸送の確保

- 緊急輸送ネットワークの確保(第1節「輸送体制の整備」)
- 道路啓開計画策定等による陸上輸送対策の推進(第1節「輸送体制の整備」)
- 臨時ヘリポート、ヘリコプター燃料確保等による空中輸送対策の推進(第1節「輸送体制の整備」)
- 三重県トラック協会との協定による緊急輸送体制の確保(第1節「輸送体制の整備」)

第5章 防災体制の整備・強化

- 広域防災拠点機能の整備・強化(第1節「災害対策機能の整備及び確保」)
- 災害対策本部第2指令機能の整備(第1節「災害対策機能の整備及び確保」)
- 津波警報発令時の職員参集体制の検討(第1節「災害対策機能の整備及び確保」)
- 三重県保健医療計画に基づく災害医療態勢の見直し(第3節「医療・救護体制及び機能の確保」)
- 国・都道府県・市町・防災関係機関等との受援・応援体制の整備(第4節「受援・応援体制の整備」)
- 災害時用物資等の備蓄・調達・供給計画の策定等による物資等の調達体制の整理(第5節「物資等の備蓄・調達・供給体制の整備」)
- ライフライン企業等関係機関との連携強化(第6節「ライフラインにかかる防災対策の推進」)
- 災害廃棄物の計画的な処理体制の整備(第8節「災害廃棄物処理体制の整備」)

三重県地域防災計画(地震・津波対策編)の見直しについて

第3部 発災後対策

「第3部 発災後対策」では、東日本大震災で得た教訓や知見をもとに、新たな対策項目を数多く盛り込むとともに、広域支援・応援態勢の整備や災害時要援護者対策など、新たな視点から節を創設しつつ、発災直後から復旧までの時系列を想定した章・節構成に改めた。また、新たな県の災害対策体制となる「部隊活動」に基づく計画へと改めた。

見直しの要点

新たに追加した節

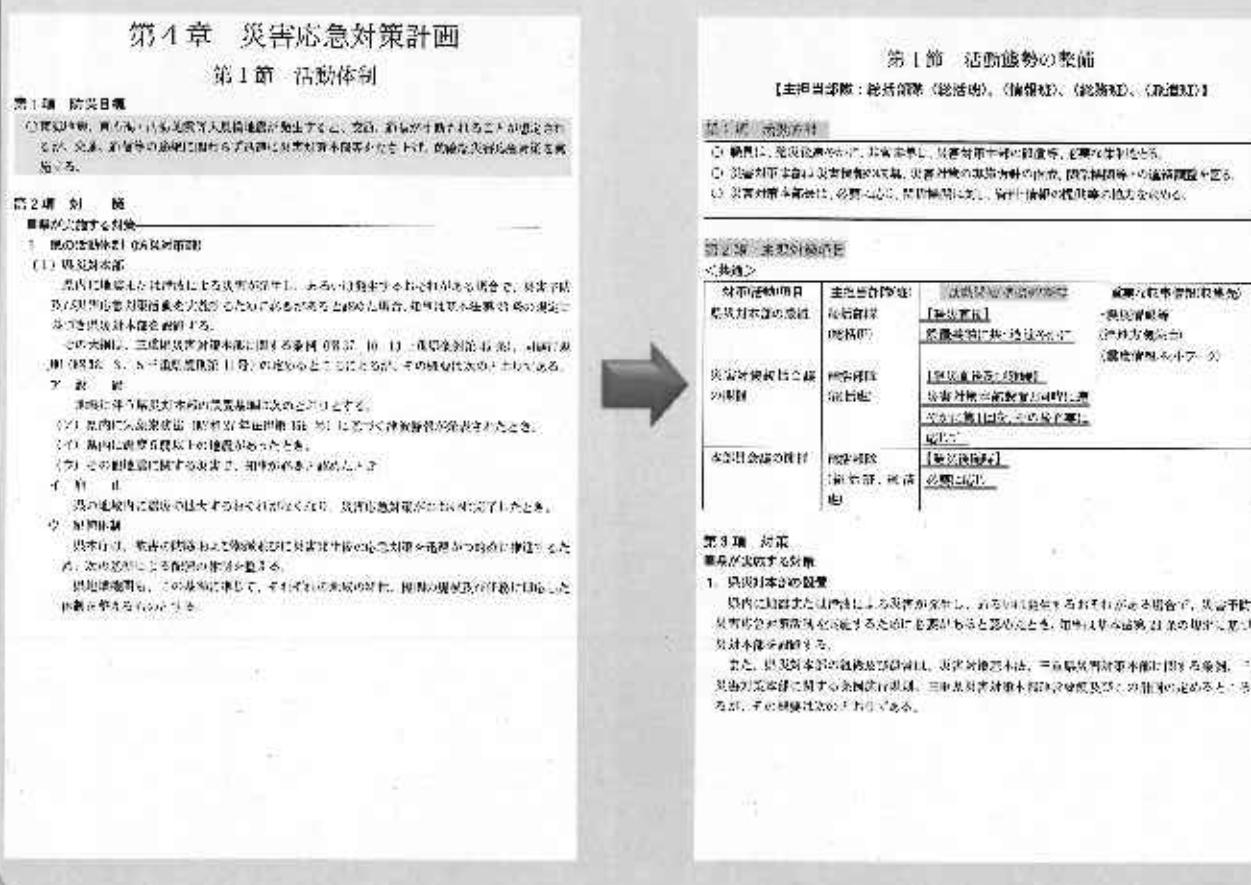
【第1章 災害対策本部機能の確保】

- #### ○第5節 「広域的な受援・応援体制の整備」(国や協定に基づく受援体制及び県内外への応援体制の構築)

【第4章 避難及び被災者支援等の活動】

- 第2節 「災害時要援護者対策」(高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対する避難支援・被災情報の把握及び避難生活上の配慮等)
 - 第3節 「学校・園における児童生徒等の安全確保」(在校時・登下校時別の児童生徒の安全確保対策、施設の被害状況把握等)

各節に主担当部隊を明記し、第1項に活動方針、第2項に活動開始時期を明記した対策項目を記載するとともに、津波に特化した対策項目がある場合は、「津波災害時の追加対策」として特記



主な発災後対策

第1章 災害対策本部機能の確保

- 災害対策統括部隊編成による災害対策活動の実施(第1節「活動態勢の整備」)
 - 各関係機関ごとの通信手段、通信途絶時の代替手段の整理(第2節「通信機能の確保」)
 - 緊急派遣チームによる情報収集体制の整備(第4節「災害情報等の収集・伝達及び広報態勢の確保と運用」)
 - 国や協定に基づく受援体制及び県内外への応援体制の構築(第5節「広域的な受援・応援体制の整備」)

第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧

- 緊急輸送道路の確保及び緊急交通路の指定(第1節「緊急の交通・輸送機能の確保」)
 - 津波時の水門、えん堤等の操作方針の見直し(第2節「水防活動」)
 - 公共施設等の応急復旧、二次災害防止措置の実施(第4節「公共施設の復旧・保全」)

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

- 救助・救急及び消防活動の調整(第1節「救助・救急及び消防活動」)
 - 三重県保健医療計画に基づく災害医療活動内容の見直し(第2節「医療・救護活動」)

第4章 避難及び被災者支援等の活動

- 防災メール等を活用した避難情報の伝達(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」)
 - 被災者の大規模避難対策の実施(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」)
 - 避難所運営への女性の参画(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」)
 - ペットの同行避難(第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営」)
 - 災害時要援護者の被災情報収集・支援対策の実施(第2節「災害時要援護者対策」)
 - 在校時・登下校時別の児童生徒の安全確保対策、施設の被害状況把握等(第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」)
 - みえ災害ボランティア支援センターによるボランティア支援活動(第4節「ボランティア活動の支援」)
 - 避難所等における感染症未然防止対策、健康管理対策の実施(第5節「防疫・保健衛生活動」)
 - 広域火葬体制の確立(第7節「遺体の取り扱い」)

第5章 救援物資等の輸送・供給

- 三重県トラック協会との協定に基づく物資等の緊急輸送の実施(第1節「緊急輸送手段の確保」)
 - 協定に基づく食料・生活必需品等の調達・供給(第2節「救援物資等の供給」)
 - 水道応援協定に基づく応急給水活動の実施(第3節「給水活動」)

第6章 特定災害対策

- 海上災害対策、危険物施設等の安全確保対策等を実施(第1節「海上災害への対策」、第2節「危険物施設等の保全」)

第7章 復旧に向けた対策

- 災害廃棄物等の広域処理調整、市町における災害がれき処理実施計画の策定(第1節「廃棄物対策活動」)
 - 危険度判定、応急仮設住宅等確保の実施(第2節「住宅の保全・確保」)
 - 応急教育の実施(第3節「文教等対策」)
 - 災害義援金等の受入・配分(第4節「災害義援金等の受入・配分」)

三重県地域防災計画(地震・津波対策編)の見直しについて

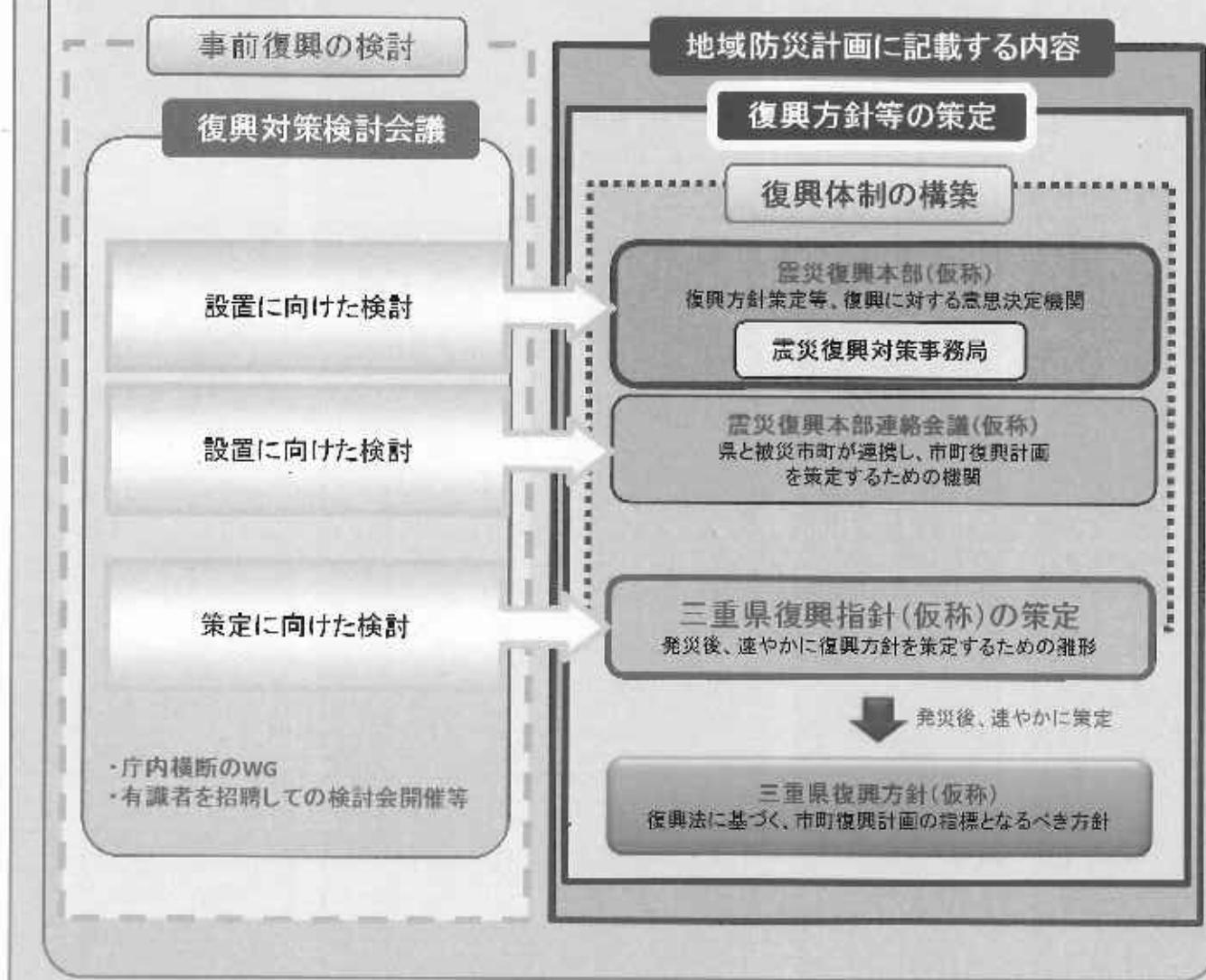
第4部 復旧・復興対策

従来の災害復旧計画を「第4部 復旧・復興対策」とし、現在の「復旧」にとどまっている計画から一步進め、「復旧」から「復興」へと対策をスムーズに進めるための方針を計画に加えた。

対策の要点

第1章 復旧・復興対策

第3節「復興体制の構築と復興方針の策定」では、震災復興本部等の設置や市町の復旧・復興支援体制の検討、復興方針の策定等について記載することとし、この事前検討を行うためのWGとして「復興対策検討会議」を設置し、復興体制や復興方針等について検討を行う。



特別対策

大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震注意情報が発表された場合以降にとるべき対策にかかる事項等について、従来の「地震防災応急対策」を「特別対策 東海地震に関する緊急対策」として見直した。

見直しの要点

東海地震に関する緊急対策

「地震防災対策強化地域」や「東海地震に関する情報」等に関する記載を追加するとともに、既出の対策と重複する部分については極力省略し、東海地震に関する緊急対策として特記すべき事項を中心に記載する。



3 コンビナート事業所爆発事故の対応状況について

平成26年1月9日（木）14時頃、三菱マテリアル株式会社四日市工場第1プラント（四日市市三田町5番地）で熱交換器洗浄の準備作業中に爆発事故が発生し、死者5名を含む死傷者17名の人的被害が出ました。1月17日（前回常任委員会）以降の対応状況は次のとおりです。

1 事故報告書について

1月20日（月）、三菱マテリアル株式会社四日市工場から三重県石油コンビナート等防災計画に基づく事故報告書（第1報）の提出が四日市市消防本部にあり、1月27日（月）、同本部から県へ送付がありました。同報告書では、事故状況や応急措置状況等が報告されていますが、原因については調査中となっており、新たな事実の報告は特にありませんでした。

2 石油コンビナートの安全確保に関する緊急提言

今回の事故では、5名の従業員が亡くなられるという深刻なコンビナート災害であったため、知事、防災対策部長、同副部長が、内閣府、総務省消防庁、経済産業省、厚生労働省に対し、石油コンビナートの安全確保に関する取組をなお一層充実・強化されるよう「石油コンビナート安全確保に関する緊急提言」を次のとおり行いました。

(1) 実施日時

平成26年1月21日（火）

(2) 提言項目 ※ 提言書は別紙7（28頁）のとおり

- ・指導監督の一元化
- ・専門的な事故調査機関の設置
- ・産業保安にかかる技術の伝承と人材育成

(3) 提言先

- ・内閣府、消防庁、経済産業省、厚生労働省

3 四日市工場爆発事故調査委員会の開催

1月22日（水）、三菱マテリアル株式会社が設置した四日市工場爆発事故調査委員会の第1回委員会が開催され、県はオブザーバーとして出席しました。

この日の委員会では、田村昌三東京大学名誉教授が委員長に選任され、工場側から事故概要及び洗浄作業手順の説明並びにそれらに対する委員の質疑、委員による現場の確認、今後の調査スケジュール等について検討が行われました。

次回委員会は2月中旬に開催される予定です。

4 今後の対応について

- 最終的な事故報告書において、事故原因の解明と背景要因も含めた再発防止策を求めていきます。

なお、上記の事故調査委員会では、オブザーバーの意見も聞くことができるとされているため、今後も動向を注視し、必要に応じ意見等を述べていきます。

- 石油コンビナート安全確保に関する緊急提言に関し、関係省庁の動向を注視し、意見調整を図っていきます。
- 化学プラントの熱交換器について、保守・点検等非定常作業時の危険要因を洗い出し、作業手順等の再評価を実施するよう、消防機関と連携してコンビナート事業者に対し要請し、実施を確認していきます。

【参考】

事故概要及び対応経過

1 事故発生日時等

- ・発生時刻：平成26年1月9日（木）（四日市市消防本部調査中）
- ・覚知時刻：平成26年1月9日（木）14：07（四日市市消防本部）
- ・鎮火時刻：平成26年1月9日（木）14：21

2 事業所概要

- ・所在地：三重県四日市市三田町5番地
<石油コンビナート等特別防災区域（四日市臨海地区）内>
- ・特定事業所名：三菱マテリアル株式会社四日市工場（第1種特定事業所）
第1プラント

3 事故の概要

第一プラントの第6精製水素精製装置の熱交換器洗浄の準備作業中に熱交換器が爆発した。

（作業概要）

当該熱交換器は昨年11月28日頃に取り外し、内部に加湿した窒素をブロー（流し続ける）した状態で洗い場地面に1月8日まで静置（約40日）していた。

1月9日の午前に片方のチャンネルカバー（蓋）を取り外し、午後にもう一方のチャンネルカバーを取り外した際に爆発した。

4 事故の原因

調査中

事業者の記者会見での説明内容

詳細は調査中だが、なんらかの原因で発生した水素若しくは可燃性の物質が爆発したものと考えられる。

5 死傷者等

- ・死傷者 17名（全男性）
(内訳) 死者 5名（社員3名、協力会社2名）
重症 1名、中等症 2名、軽症 9名
- ・搬送先 県立総合医療センター（2名）

1名をドクターヘリで三重大学病院に搬送。1名を防災ヘリで熱傷センターがある社会保険中京病院（名古屋市）に搬送。

市立四日市病院（1名）、富田浜病院（2名）、四日市社会保険病院（2名）、山中胃腸科病院（3名）、鈴鹿中央病院（2名）

6 県の対応経過

（1月9日）

通報を受けて、三重県石油コンビナート等防災本部として、事故の状況を把握するために職員を派遣するなどの情報収集
消防・保安課職員（2名）、四日市地域防災総合事務所（4名）
防災ヘリ出動（上空から被害状況調査）

（1月10日）

- 警察、消防の現場検証に、消防・保安課、四日市地域防災総合事務所桑名保健所が同行
- 1月10日付けで、石油コンビナート等特別防災区域＜四日市臨海地区、尾鷲地区＞内の特定事業所等（40社）に対して、三重県石油コンビナート等防災本部長名で注意喚起
- 1月10日付け消防庁通知「化学工場等における点検・保守等の作業中の事故防止の徹底について」を受けて、各消防本部消防長あて同日付けて通知

（1月11日～13日）

休日期間中、防災対策部消防・保安課職員が待機して情報収集

（1月15日）

三菱マテリアル株式会社四日市工場において聞き取り調査及び事故報告書の指導等（消防・保安課）

（1月21日）

知事、防災対策部長、同副部長が、内閣府、総務省消防庁、経済産業省、厚生労働省に対し、「石油コンビナート安全確保に関する緊急提言」を実施

（1月22日）

三菱マテリアル株式会社が設置した四日市工場爆発事故調査委員会の第1回委員会が開催され、オブザーバーとして出席

（1月27日）

四日市市消防本部から、1月20日付で三菱マテリアル株式会社から同本部へ提出された事故報告書（第1報）の送付を受ける

石油コンビナート安全確保に関する 緊急提言

(四日市石油コンビナート地区における爆発事故を受けて)

平成26年1月21日

三 重 県

本年1月9日、四日市石油コンビナート地区内の三菱マテリアル四日市工場において、5名の従業員が亡くなられるという、深刻なコンビナート事故が発生しました。現在、警察、消防等関係機関並びに事業者において、事故原因が調査されております。

四日市石油コンビナートは、昭和30年代から、四日市市の臨海地区に石油化学工業を中心とする工場が立地し形成されたもので、その大部分が商業地区及び住居地域に隣接している全国でも特異なコンビナートです。

所管する国、県、市の機関がそれぞれ安全確保に向けた取組を鋭意進めているところですが、コンビナート内的一部の事業所においては、高圧ガスの無許可製造等の法令違反や、火災・漏えい等の事故を発生させるなど、コンプライアンスや安全管理に向けた意識の欠如が認められます。

危険物等が集積している石油コンビナートでは、ひとたび事故が発生すれば、従業員の安全を脅かすだけでなく、地元住民に大きな不安を与えるほか、操業が停止された場合、全国の事業活動にも大きな影響を与える可能性があります。

貴職におかれましては、このような四日市石油コンビナートが抱える課題を御賢察いただき、石油コンビナートの安全確保に向けた取組を、なお一層、強化・充実いただくよう、次のとおり提言します。

【提 言】

1 指導監督の一元化

コンビナートの保安規制は、四つの保安関係法^{※1}に基づき三つの省庁^{※2}によって分割所管されており、地方においても、国、県、市それぞれの所管法令に基づき事業所に対する指導監督が行なわれております。そのため、コンビナートで事故等が発生した場合にも、それぞれの所管ごとに調査及び指導が行なわれ、コンビナートの安全確保全般にわたって、一元的に監督や事故時の対応をする機関がないのが現状です。

そこで、平時からの安全確保や事故時の対応などを一元的に指導監督できるよう、法整備を図っていただくよう提言します。

※1 四つの保安関係法：石油コンビナート等災害防止法、消防法、労働安全衛生法、高圧ガス保安法

※2 三つの省庁：総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省

2 専門的な事故調査機関の設置

今回のような大規模な産業保安事故発生時の事故原因等調査については、現在、明確な規定が関係法令にもなく、識者・専門家を含めた事故調査委員会設置の判断、委員会の運営などは、発生した事案に応じ事故を起こした事業者などが行っているのが現状です。

そこで、産業保安事故においても、自ら現場調査を行い、事故原因を徹底分析し、必要に応じ事業者等関係者に再発防止や措置すべき事項等を勧告、若しくは意見を述べることのできる「運輸安全委員会」のような独立性を持った専門の調査機関の設置を提言します。

3 産業保安にかかる技術の伝承と人材育成

産業事故の原因として、従業員の知識・認識・経験不足が指摘されているところであります、工場の安全操業ノウハウの世代間での承継が十分に行われていないことも問題視されています。

そこで、産業事故の原因等について企業内や業界内での情報共有を通じた保安人材の育成について、国レベルでの仕組みを構築されるよう提言します。

平成26年1月21日

三重県知事 鈴木 英敬

(参考)

1. 三菱マテリアル株式会社四日市工場爆発事故の概要

(1) 発生日時等：平成 26 年 1 月 9 日（木）午後 2 時頃（詳細調査中）

（消防覚知時刻：平成 26 年 1 月 9 日 14:07）

(2) 発生場所：三重県四日市市三田町 5 番地

三菱マテリアル株式会社四日市工場

<石油コンビナート等特別防災区域（四日市臨海地区）第 1
種特定事業所>

(3) 事故の概要

三菱マテリアル株式会社四日市工場の第一プラントの第 6 精製水素精
製装置から保守作業のため熱交換器を取り外し、別の場所で熱交換器の
洗浄の準備作業中に、何らかの原因により爆発したもの。

(4) 事故の原因：調査中

(5) 死傷者：17 名

（内訳）死者 5 名（社員 3 名、協力会社 2 名）

重症 1 名、中等症 2 名、軽症 9 名

2. コンビナート事故の状況

(1) 過去 10 年のコンビナート事故状況

年	三重県			全国		
	事故件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	事故件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
H16 年	8	0	0	150	0	5
H17 年	2	0	0	142	4	39
H18 年	4	0	0	236	7	76
H19 年	9	0	0	243	11	51
H20 年	8	0	0	207	1	55
H21 年	7	0	1	177	1	50
H22 年	10	0	0	231	3	59
H23 年	9	0	1	213	2	25
H24 年	7	0	0	248	7	81
H25 年	11	0	3	未公表		

(2) 過去の県内のコンビナート事故における死亡事例

① 昭和 62 年 9 月 25 日

旧三菱化成㈱（現：三菱化学㈱四日市事業所）において、シュガーエステルプラント（消防法適用施設）の爆発事故により 2 名死亡

② 平成 7 年 1 月 29 日

三菱化学㈱四日市事業所において、溶媒タンク（消防法適用施設）の爆発事故により 1 名死亡

3. 運輸安全委員会の概要

運輸安全委員会設置法に基づき平成 20 年 10 月 1 日に設置され、独立性のある専門の調査機関として、公正・中立な立場で航空・鉄道・船舶交通の事故等について事故発生の様々な要因を科学的かつ客観的に分析し、調査結果を基に事故の再発防止等の施策又は措置について関係行政機関や原因関係者に対し勧告等を行う。

学識を有する 13 名の委員（常勤 8 名、非常勤 5 名）により構成される。

<運輸安全委員会の設置による効果>

- 陸・海・空の原因究明機能の強化
 - ・ ヒューマンファクター、気象等の専門的知見の共有による原因究明機能の高度化
 - ・ 懲戒機能を分離することによる背景要因のより客観的・科学的な調査の実施
- 事故調査体制等の充実
 - ・ 事務局の人員・体制の強化や地方事務所の設置による事故等調査の迅速化、事故情報の分析機能の強化、国際協力体制の強化
- 勧告機能の強化
 - ・ 事故等の原因関係者に対して直接勧告を実施、措置が講ぜられない場合は、その旨を公表
- 事故の被害者等への情報提供の実施
 - ・ 事故の被害者や遺族の方々の心情に十分に配慮し、事故調査に関する情報を適時・適切に提供

4 三重県消防広域化推進計画の見直しについて

1 経緯

平成 25 年 4 月、消防庁の基本指針が改正され、広域化の期限が平成 30 年 4 月 1 日まで延長されることとなりました。

このことを受け、現行の「三重県消防広域化推進計画」を見直すこととし、「三重県消防広域化推進懇話会」での議論を踏まえ、今後の広域化に関する基本的な考え方をまとめましたのでご報告します。

○消防庁基本指針改正のポイント

- ・広域化の組合せは管轄人口 30 万人の規模目標に必ずしもとらわれず、地域の実情を十分に考慮すること
- ・広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域に、国・都道府県の支援を集中すること
 - ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
 - ② 広域化の気運が高い地域

2 三重県消防広域化推進懇話会での意見

「三重県消防広域化推進懇話会」をこれまでに 3 回開催（第 1 回（平成 25 年 9 月 3 日）、第 2 回（同 11 月 9 日）、第 3 回（同 12 月 21 日））し、今後の消防の広域化の進め方について次のような意見をいただきました。

- ・広域化について、イメージでメリット・デメリットを議論することがあるが、具体的な議論をしていくことが必要である。
- ・広域化は、県内一律に進めるのではなく、できるところ、メリットがあるところ、あるいは、小規模な緊急度の高い地域から進めるべきである。
- ・優先的に広域化を推進する地域以外についても、小規模な消防本部が取り残されないよう広域化の気運を高めるようにしてほしい。
- ・通信指令業務の共同処理はメリットがあるが、救急業務の共同処理を一体化させ救急搬送が上手くいくようにすると、さらにメリットが出てくるのではないか。
- ・大切なのは広域化によるメリットを地域の住民にもきちんと説明するプロセスであり、住民の安全・安心にプラスになるということが大前提である。

3 広域化に関する基本的な考え方

（1）消防広域化の進め方

現行の「三重県消防広域化推進計画」では、8 ブロック→4 ブロック→1 ブロック（県域）という段階的かつ県内一律に広域化を推進するという考え方でしたが、今後

は県内一律ではなく、地域の実情をふまえて、優先的に広域化に取り組む重点地域としての取組や、また、広域化のメリットが見えやすい「機能別広域化」を推進します。

① 優先的に広域化に取り組む地域の重点化

広域化の協議が継続している等広域化の気運がある地域や、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある小規模消防本部を対象とした枠組みを設けます。

② 「機能別広域化」の推進

消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、通信指令業務等の個別業務の共同処理（「機能別広域化」）をさらに推進することとします。

また、その他の地域に対しても、きめ細かな情報提供や調整等により広域化の気運の醸成を図ります。

（2）県内各地域における展開

「（1）消防広域化の進め方」をふまえ、県内各地域を3つの区分に分けて広域化を推進していくこととします。

① 広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域

広域化の協議を継続し、今後、広域化の効果やメリットが具体的に期待できると予想される地域について、協議をさらに進めて広域化を推進します。

② 急ぎ消防体制の強化が必要な地域

消防を取り巻く現在の状況に鑑み、特別な事情を有した、特に小規模な消防本部について、将来の広域化を見据えた消防体制の強化を支援します。

③ 広域化の気運の醸成を図る地域

その他の地域においても、地域の課題に応じたきめ細やかな情報提供等を行い、気運の醸成を図るとともに、消防の広域化の条件が整うまでの間、消防体制の充実強化に向けた広域的な対応（相互応援等の充実）の推進に取り組みます。

4 今後の取組

各市町及び各消防本部とも調整のうえ、「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（案）を取りまとめることとし、次回の常任委員会においてご報告したいと考えています。